

正 誤 表

備考	正	誤												
P1-6	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 共通事項</p> <p>第2節 設計単価及び歩掛の決定 2-2-1 設計単価の決定 2-2-1-1 資材単価 (1) ~ (4) 略 (5) 見積価格 ア 見積りは、形状寸法、品質、適用規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を提示し、所属長名で依頼する。 イ 見積りは、原則として3者(社)以上から徴収する。 ウ 材料費、鋼構造製作物費の見積り (ア) 見積りが2者以上の場合は、平均価格をもって設計単価とする。 (イ) 積算に用いる見積価格の決定方法は、原則として、異常値を除いた価格の平均価格とする。異常値とは、徴収した見積りの平均価格に対して30%以上の差異があるものをいい、当該見積り徴収先に対し、見積条件等について聞き取り、確認を行う。その結果、適正であると判断できる場合は、有効見積りとして取り扱うものとする。また、平均価格に対して30%未満であったとしても、見積り内容に疑義がある場合は聞き取り、確認を行う。 (ウ) 平均価格の端数処理方法は、「2-2-1-4 設計単価」の端数整理による。 (エ) 見積りが1者となる場合、その価格をもって設計価格とするが、見積り対象の特殊性、現場状況等を審査し、見積りの妥当性を判断すること。 エ 機器単体費(ソフトウェアに関する費用を含む)、機器費、工場修理費、盤内改造費の見積り (ア) 見積りが3者以上の場合は最低価格をもって設計単価とする。なお、最低価格が他の見積りと比較して著しく安価なときは当該業者に聞き取り等を行い、適切でない判断された場合は除外できる。この除外により見積りが2者以下となる場合は次点の価格を補正せずに採用する。 (イ) 見積りが2者以下の場合は最低価格の90%を設計価格とする。ただし、見積り対象の特殊性、現場状況等を審査し、見積り依頼先が1者に限定されると判断された場合は見積価格を補正しないことができる。また、3者以上に見積りを依頼したが、辞退等により2者以下となった場合、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でない判断された場合も同様とする。 (ウ) 組み合わせて使用する機器等については、構成機器単体ではなく、合計により価格を比較する。 (エ) 組み合わせて使用する機器(システム)、機器単体費(ソフトウェアに関する費用を含む)、工場修理費及び盤内改造費等の見積りに際しては、内訳を徴収する。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="439 1413 1558 1864"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>価格の採用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材料費、鋼構造製作物費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 異常値は除く。 2者以上の場合は平均価格を採用する。 見積り依頼先が1者の場合はその価格をもって設計価格とする。(ただし、妥当性を判断すること。) </td> </tr> <tr> <td>機器単体費(ソフトウェアに関する費用を含む)、機器費、盤内改造費、工場修理費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 著しく安価なときは聞き取り等を行い、適切か判断する。 3者以上のときは最低価格を採用する。(除外したことにより2者以下となったときも同じ。) 2者以下となる場合は、最低価格の90%を設計価格とする。 見積り依頼先が1者に限定されるとき、または、辞退により2者以下となったときは補正しないことができる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 本表は参考であり、取り扱いとしては本文を優先すること。</p>	分類	価格の採用方法	材料費、鋼構造製作物費	<ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 異常値は除く。 2者以上の場合は平均価格を採用する。 見積り依頼先が1者の場合はその価格をもって設計価格とする。(ただし、妥当性を判断すること。) 	機器単体費(ソフトウェアに関する費用を含む)、機器費、盤内改造費、工場修理費	<ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 著しく安価なときは聞き取り等を行い、適切か判断する。 3者以上のときは最低価格を採用する。(除外したことにより2者以下となったときも同じ。) 2者以下となる場合は、最低価格の90%を設計価格とする。 見積り依頼先が1者に限定されるとき、または、辞退により2者以下となったときは補正しないことができる。 	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第2章 共通事項</p> <p>第2節 設計単価及び歩掛の決定 2-2-1 設計単価の決定 2-2-1-1 資材単価 (2) ~ (4) 略 (5) 見積価格 ア 見積りは、形状寸法、品質、適用規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を提示し、所属長名で依頼する。 イ 見積りは、原則として3者(社)以上から徴収する。 ウ 材料費、鋼構造製作物費の見積り (ア) 見積りが2者以上の場合は、平均価格をもって設計単価とする。 (イ) 積算に用いる見積価格の決定方法は、原則として、異常値を除いた価格の平均価格とする。異常値とは、徴収した見積りの平均価格に対して30%以上の差異があるものをいい、当該見積り徴収先に対し、見積条件等について聞き取り、確認を行う。その結果、適正であると判断できる場合は、有効見積りとして取り扱うものとする。また、平均価格に対して30%未満であったとしても、見積り内容に疑義がある場合は聞き取り、確認を行う。 (ウ) 平均価格の端数処理方法は、「2-2-1-4 設計単価」の端数整理による。 (エ) 見積りが1者となる場合、その価格をもって設計価格とするが、見積り対象の特殊性、現場状況等を審査し、見積りの妥当性を判断すること。 エ 機器単体費、特注システム、工場修理費、ソフトウェア費、盤内改造費の見積り (ア) 見積りが3者以上の場合は最低価格をもって設計単価とする。なお、最低価格が他の見積りと比較して著しく安価なときは当該業者に聞き取り等を行い、適切でない判断された場合は除外できる。この除外により見積りが2者以下となる場合は次点の価格を補正せずに採用する。 (イ) 見積りが2者以下の場合は最低価格の90%を設計価格とする。ただし、見積り対象の特殊性、現場状況等を審査し、見積り依頼先が1者に限定されると判断された場合は見積価格を補正しないことができる。また、3者以上に見積りを依頼したが、辞退等により2者以下となった場合、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でない判断された場合も同様とする。 (ウ) 組み合わせて使用する機器等については、構成機器単体ではなく、合計により価格を比較する。 (エ) 組み合わせて使用する機器(システム)、機器単体費(ソフトウェア)、工場修理費及び盤内改造費等の見積りに際しては、内訳を徴収する。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1673 1413 2792 1864"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>価格の採用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材料費、鋼構造製作物費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 異常値は除く。 2者以上の場合は平均価格を採用する。 見積り依頼先が1者の場合はその価格をもって設計価格とする。(ただし、妥当性を判断すること。) </td> </tr> <tr> <td>機器単体費、盤内改造費、工場修理費、ソフトウェア費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 著しく安価なときは聞き取り等を行い、適切か判断する。 3者以上のときは最低価格を採用する。(除外したことにより2者以下となったときも同じ。) 2者以下となる場合は、最低価格の90%を設計価格とする。 見積り依頼先が1者に限定されるとき、または、辞退により2者以下となったときは補正しないことができる。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 本表は参考であり、取り扱いとしては本文を優先すること。</p>	分類	価格の採用方法	材料費、鋼構造製作物費	<ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 異常値は除く。 2者以上の場合は平均価格を採用する。 見積り依頼先が1者の場合はその価格をもって設計価格とする。(ただし、妥当性を判断すること。) 	機器単体費、盤内改造費、工場修理費、ソフトウェア費	<ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 著しく安価なときは聞き取り等を行い、適切か判断する。 3者以上のときは最低価格を採用する。(除外したことにより2者以下となったときも同じ。) 2者以下となる場合は、最低価格の90%を設計価格とする。 見積り依頼先が1者に限定されるとき、または、辞退により2者以下となったときは補正しないことができる。
分類	価格の採用方法													
材料費、鋼構造製作物費	<ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 異常値は除く。 2者以上の場合は平均価格を採用する。 見積り依頼先が1者の場合はその価格をもって設計価格とする。(ただし、妥当性を判断すること。) 													
機器単体費(ソフトウェアに関する費用を含む)、機器費、盤内改造費、工場修理費	<ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 著しく安価なときは聞き取り等を行い、適切か判断する。 3者以上のときは最低価格を採用する。(除外したことにより2者以下となったときも同じ。) 2者以下となる場合は、最低価格の90%を設計価格とする。 見積り依頼先が1者に限定されるとき、または、辞退により2者以下となったときは補正しないことができる。 													
分類	価格の採用方法													
材料費、鋼構造製作物費	<ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 異常値は除く。 2者以上の場合は平均価格を採用する。 見積り依頼先が1者の場合はその価格をもって設計価格とする。(ただし、妥当性を判断すること。) 													
機器単体費、盤内改造費、工場修理費、ソフトウェア費	<ul style="list-style-type: none"> 原則3者以上から徴収する。 著しく安価なときは聞き取り等を行い、適切か判断する。 3者以上のときは最低価格を採用する。(除外したことにより2者以下となったときも同じ。) 2者以下となる場合は、最低価格の90%を設計価格とする。 見積り依頼先が1者に限定されるとき、または、辞退により2者以下となったときは補正しないことができる。 													